

発達障害地域療育センター事業業務委託（利根）

公募型企画提案競技実施要項

1 目的

発達障害の特性が気になる児童の療育相談、アセスメント及び親支援等を実施するため、個別療育を実施する障害児通所支援事業所に、発達障害地域療育センターの運営を委託し、身近な地域の療育体制の拡充を図る。

2 委託業務の内容に関する事項

(1) 委託業務名

発達障害地域療育センター事業業務委託（利根）

(2) 業務内容

別添「発達障害地域療育センター事業業務委託（利根）仕様書」による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金5,874,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(5) 発達障害地域療育センターの設置場所

行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町のいずれか

3 応募資格に関する事項

(1) 以下の要件をすべて満たす者。

ア 上記2（5）において、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業のいずれかを運営している法人（営利法人及び地方公共団体を除く。）であること。

イ 発達障害児の支援に精通した経験豊富な専門職（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師、臨床心理士及び臨床発達心理士）を配置し、上記2（2）の業務内容を実施する体制を整えていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(6) 本公募型企画提案の募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名停止措置

を受けていない者であること。

- (7) 本公募型企画提案の募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていること。

4 スケジュール

令和7年2月27日（木）	公募開始
令和7年2月27日（木）	質問受付開始
令和7年3月 5日（水）	17時 質問受付期限
令和7年3月 7日（金）	14時 質問回答期限
令和7年3月17日（月）	17時 企画提案書提出期限
令和7年3月 中旬（予定）	企画提案審査
令和7年3月 下旬（予定）	委託先候補者選定結果の通知

5 委託先候補者の選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

- (1) 県は、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、運営内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に審査し、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。
- (2) 審査は書面にて行う。
- (3) 各委託業務につき応募した者が1者のときは、企画提案書を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に委託先候補者として選定する。

6 手続き等に関する事項

(1) 質問書の受付

- ア 提出期限 令和7年3月5日（水）17時まで
イ 提出方法 質問書を添付した電子メールを、6（4）のアドレスに送信すること。
ウ 回答方法 質問に対する回答は、質問した法人名を伏せて、令和7年3月7日（金）14時まで随時、埼玉県発達障害総合支援センターホームページに掲載する。なお、口頭での質問は受け付けない。

(2) 企画提案書の受付

- ア 提出期限 令和7年3月17日（月）17時まで
イ 提出方法 原則として電子データで、6（4）のアドレスに送信すること。なお、送信後は必ず電話で受信確認を行うこと。
なお、電子データでの提出ができない書類は、持参又は郵送（簡易書留等文書の到着が確認できる方法）によること。
ウ 提出書類
・企画提案書（表紙）
・（様式1）法人概要調書
・（様式2）事業実施にあたっての提案

・(別紙) 専門職の職務経歴書

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和7年3月下旬を目途に文書にて通知する。

(4) 問い合わせ先・提出場所

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1-2

埼玉県発達障害総合支援センター 総務・支援調整担当

電話 048-601-5551

FAX 048-601-5552

メール m0155512@pref.saitama.lg.jp

7 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

8 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書、質問票等（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (2) 本公募型企画提案に係る書類の作成や提出に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等は、受託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 企画提案書を提出した者が本公募型企画提案への参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県発達障害総合支援センターに届け出ること。
- (5) 選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- (6) 業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (7) 以下の場合は契約締結ができないことがある。
 - ア 令和7年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき、歳入歳出予算の当該事業費に係る減額があったとき又は予算議決時に附帯決議が付されたとき
 - イ 予算執行について、何らかの条件が付されたとき